

パラハートちょうふ

つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち

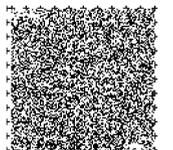
じ き ちょうふししょうがいしゃそうごうけいかく さくてい む
次期「調布市障害者総合計画」策定へ向けて

ちゅうかんほうこくしょ — 中間報告書 (概要版) —



れいわ ねん がつ
令和5年3月

ちょうふし
調布市



第1章 計画策定の趣旨

調布市では、「利用者本位」「当事者の視点の重視」を基調に、この調布で、障害のある方が「その人らしい自立した生活の充実」を展開していけるよう、障害のある方の地域生活支援に、総合的・計画的に取り組んできました。

現在は、平成30年3月に策定し、令和3年3月に一部改定を行った「調布市障害者総合計画」（平成30年度～令和5年度）の計画期間中となります。

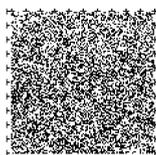
市町村にて定める障害者福祉に関する計画は、以下の3つの計画があります。現行の「調布市障害者総合計画」はこの3計画を一体化して策定しています。

障害者計画	【根拠法】障害者基本法第11条第3項 市の障害者施策全般に関する基本的な計画 (計画期間：6年)
障害福祉計画	【根拠法】障害者総合支援法第88条第1項 市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 (計画期間：3年)
障害児福祉計画	【根拠法】児童福祉法第33条の20第1項 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画 (計画期間：3年)

以下のとおり、現行の計画が令和5年度で終了となるため、令和6年度以降の障害者福祉に関する3計画を一体化して策定していきます。

計画策定中

年度	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
障害者計画	障害者計画						障害者計画					
障害福祉計画	第5期障害福祉計画		第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画						
障害児福祉計画	第1期障害児福祉計画		第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画						



第2章 令和4年度の検討状況

1 調布市障害者総合計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、学識経験者、障害福祉サービス事業者、当事者、市民公募委員等で構成される「調布市障害者総合計画策定委員会」を設置し、「地域における課題・ニーズの抽出」をテーマとし、次期計画策定へ向けての課題の洗い出しを行いました。

2 調布市障害者総合計画策定庁内連絡会の設置

調布市障害者総合計画策定委員会とは別途に、市の関係部署からなる「調布市障害者総合計画策定庁内連絡会」を設置し、委員会での検討内容を補佐するとともに、市の関連計画との整合性の確保を図りました。

3 令和4年度調布市民福祉ニーズ調査の実施

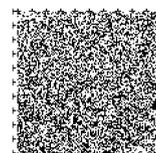
「調布市障害者総合計画」改定の基礎資料とするため、3年ごとに「調布市民福祉ニーズ調査」を実施しており、上記「計画策定委員会」では、主に「障害のある人・子どもと保護者が暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート」の調査票の内容検討と、結果の報告・分析を行いました。

4 関係機関ヒアリング等の実施

前述のニーズ調査に加え、障害のある方が地域生活において関わる様々な機関や企業等の立場から感じている課題、ニーズを把握するために、計画策定委員会で実施先や内容を検討し、関係機関へのヒアリング調査等を実施しました。

5 障害者福祉関係協議体からの意見具申

調布市障害者総合計画策定委員会とは別途に、調布市が設置し、地域課題について継続的に検討している「調布市障害者地域自立支援協議会」及び「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」から、次期計画についての意見具申を受けました。



第3章 次期計画における課題の整理

この中間報告書では、市民福祉ニーズ調査、関係機関ヒアリング、意見具申等、今年度の検討状況から見てきた地域生活の課題を、これらの現行計画における施策体系に沿って整理します。

1 障害のある方と家族への地域生活の支援

(1) 相談支援

◆ 障害特性に応じた専門相談の充実

一人ひとりの特性やニーズに応じた、どのライフステージにも対応した切れ目のない支援の実現のため、その基礎となる基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実が今後必要です。

発達障害、高次脳機能障害、重症心身障害、医療的ケアが必要な方などの相談件数も増えており、様々な障害特性に対応できる相談員の人材・体制の質的、量的な充実が今後必要です。

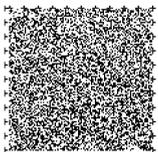
◆ 包括的・重層的な相談支援体制の整備

障害、高齢、子どもなど分野別の相談支援体制のみでは、複雑化、複合化する当事者や家族の抱える課題や狭間のニーズへの対応は困難です。分野を超えた連携体制、情報交換などの取組を進め、包括的な支援体制を構築していくとともに、相談窓口を市民に對しても、支援者同士でもわかりやすく周知していくことが必要です。

◆ 家族・家庭への支援

「8050問題」、 「ヤングケアラー」、 「きょうだい」などの言葉を始め、障害のある当事者の家族、家庭も大きな負担を抱えており、さらにコロナ禍により介護者、家族の孤立化、休息（レスパイト）機会の減少も懸念されています。障害のある当事者だけでなく、その家族一人ひとりもそれぞれが望む生活を送れるよう、家族、家庭にも目を向けて支援を展開していくことが必要です。

福祉につながっていない人にも支援が届く体制、相談しやすい窓口づくりが求められています。



(2) 健康づくり・医療的な支援

◆ 生涯を通じた健康づくりの支援

生涯を通じて健康を維持していくためには、疾病にかかり治療が必要になってからではなく、普段の日常生活からかかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、医療について相談しやすい環境や、検診・健診等を通じて予防・健康維持につなげていくことができる体制を、ライフステージを通じて構築していくことが必要です。

◆ 医療を受けやすい体制づくり支援

障害特性に応じた専門診療だけでなく、地域生活においては内科、歯科など多様な医療ニーズがありますが、障害児・者にとってはアクセスが限られている現状があります。

そのために、福祉と医療の連携を進め、地域の医療機関における障害児・者の受入れの障壁となっているものを取り除き、より多くの医療機関を障害児・者が受診しやすい環境を充実させていくことが必要です。

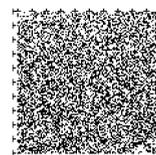
(3) 移動の支援

◆ 福祉サービスによる外出支援

コロナ禍において外出支援を行う障害福祉サービス等の利用は一時大きく減少しましたが、外出支援のニーズは高く、支援を担うヘルパーの育成を始め、サービス提供体制の拡充が必要です。あわせて、通学を含めた多様な外出支援のニーズに応えていくことも求められています。

◆ 公共交通機関の利用環境の充実

利用料金の助成などの支援のほか、設備のバリアフリー化などにより、障害者も含め、誰もが利用しやすい公共交通機関のバリアフリー化を促進することが必要です。そのためには、事業者だけでなく、一般市民の理解促進やお互いに誰もが助け合える社会をつくっていくことが必要です。



(4) 経済的な支援

◆ 各種制度の情報提供の充実

国・都・市による手当、医療費助成、年金などの各種所得補償や負担軽減の制度について、市民に広く周知し、対象となる人が確実に制度を利用できるような窓口や各媒体での情報提供を充実させていくことが必要です。

◆ デジタル化への対応

マイナンバー制度やコロナ禍を契機に、行政手続きの簡素化、オンライン化等が求められています。障害特性も踏まえつつ、利用者の利便性を高めていくことが必要です。

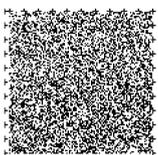
(5) 権利の擁護

◆ 障害者虐待の防止

障害児・者を虐待から守るため、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心として、虐待の相談・通報を受ける体制の充実、相談窓口の更なる周知とともに、研修等を通じて事業者における虐待防止体制の充実も支援していくことが必要です。対応にあたっては、家族全体を支える視点から高齢、子ども分野などの関係機関とも連携した取組が必要です。

◆ 成年後見制度の利用促進

「親亡き後」への不安を含め、地域で安心して生活し続けていくために、成年後見などの判断能力が不十分な人を支援するサービスのニーズは高くなっています。それぞれの障害特性やニーズに応えられるよう、相談体制や担い手の育成、確保などに取り組み、制度を利用しやすい環境を整えていくことが必要です。



(6) 障害福祉サービスによる生活支援

◆ ショートステイ・一時預かりの充実

コロナ禍においてショートステイや一時預かりの利用は大きく制限を受け、利用が低迷した一方で介護者の休息（レスパイト）機会の減少が課題です。長期的には既存の受入れ先も利用希望の増加等により利用しづらい状況があり、重度知的障害者、医療的ケアを含む重症心身障害者、障害児などが利用できる施設の確保が必要です。

◆ コミュニケーション支援の充実

より多くの市民が手話に触れ、聴覚障害のある方が日常の様々な場面で手話を通じたコミュニケーションや情報保障が確保されるよう取組を進めていくことが必要です。あわせて、手話の他にも障害特性に応じた様々な方法による意思疎通支援の確保も課題です。

◆ 障害特性に応じた補装具・日常生活用具

障害特性による生活のしづらさを補う補装具、日常生活用具については、時代の変化や技術進歩により生じる新たな用具やニーズに常に対応していくことが必要です。

◆ ヘルパー利用環境の改善

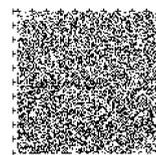
障害者の地域生活を支えるサービスであるホームヘルパーについて、人材の不足や事業所不足等により、円滑な利用につながらないことが課題となっています。ヘルパーの育成・確保や事業所との相互理解、連携の推進により、利用しやすい環境を整えていくことが必要です。

(6-2) 福祉人材の育成・確保

◆ 福祉人材の育成・確保

障害児・者と家族の地域生活を支える障害福祉サービスを一層充実させていくため、サービス提供の現場で支援を担う福祉人材の育成・確保が課題です。人材の掘り起こし、新たな資格者の養成による量的拡大と、強度行動障害、医療的ケアなどを含めた支援への専門性の向上によるサービスの質の向上を進めていくことが必要です。

あわせて、事業所を超えた人材同士のネットワークやサポート体制による離職防止や定着を進めることも課題です。



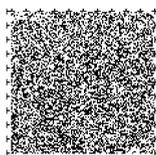
(6-3) 医療的ケアが必要な方への支援

◆ 相談窓口の一本化と支援機関同士の連携促進

日常生活の様々な場面で手厚い支援を必要とする医療的ケア児・者は、医療、福祉、教育など関わる支援機関も多岐にわたるため、相談窓口が複数に分かれており、保護者の負担となっています。それらを一体としてコーディネートできる役割が必要です。就学等のライフステージを通じた相談窓口の一本化や相互の連携が求められています。

◆ 医療的ケアに対応できるサービス・施設の拡大

地域で生活する医療的ケア児・者の増加に伴い、医療的ケアに対応するサービスも拡大していますが、十分ではない現状があります。ヘルパー、通所施設、ショートステイ、医療など様々なサービス分野において、医療的ケアに対応できる人員、設備などの充実を一層進めていくことが必要です。



2 ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

(1) 発達相談・早期療育のための支援

◆ 発達相談体制の充実

子どもの発達の遅れや偏りの発見から適切な療育まで、保護者の不安解消とともにスムーズにつなげることでできる発達相談体制の充実が必要です。

子どもの成長や、就学などライフステージの変化によらず、分野を超えて切れ目なく支援をコーディネートできる役割が求められています。

保護者と支援機関をスムーズにつなぐツールの一つとしての「i（アイ）-ファイル」についても、期間の経過により内容の検証や見直しが必要な時期となっています。

◆ 子ども発達センターを中心とした療育体制の充実

「児童発達支援センター」としての子ども発達センターを中心に、地域全体での療育体制を充実させていくことが必要です。センターの相談事業、通園事業、発達支援事業、ほいくしょうほうもんしえんじぎょう、きょたくほうもんがたじどうはつたつしえんじぎょう、ちいきしえん、かんけいきかん、きょうぎ、保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業、地域支援、関係機関との協議の場など、様々な事業を組み合わせ、地域の障害児支援における中核的な役割を果たす機関として、機能の充実や多様な療育ニーズへの対応を図っていくことが必要です。

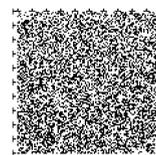
(2) 子育て施策における支援

◆ 多機関連携による保護者支援・家庭支援

障害児を育てる親、障害のある親のどちらも安心して子育てができるよう、児童分野と障害分野が連携して家庭を支援していけるよう、分野を超えた相談支援体制の充実が必要です。

◆ 子育てサービスでの受入れの拡充

障害児を育てる親、障害のある親のどちらにとっても、就労や自らが望む生活を実現していくために、保育園・幼稚園やその他の子育て支援施策が活用できることは重要です。障害があってもスムーズにサービスが利用できるよう、相談や受入れ体制を充実させていくことが必要です。また、子ども自身にとっても、障害のない児童と共に地域で過ごし、成長することが出来る機会を保障することが重要です。



(3) 教育における支援

◆ 就学支援体制の充実

保護者が必要な時期に確実に就学相談につながり、子どもにとって適切な選択ができるよう、周知や案内を始めとした体制づくりや相談員のスキルアップをより一層推進するとともに、就学へのスムーズな移行へ向けて「就学支援シート」を活用し、保育園・幼稚園での支援を小学校につなげていくことが必要です。

◆ 特別支援教育・インクルーシブ教育システムの推進

一人ひとりの障害特性や希望に応じて、特別支援教育を充実させていくことが必要です。健常児と共に地域で権利を保障していくため、インクルーシブ教育システムを推進し、障害の有無に関わらない児童・生徒同士の交流の機会や、市内小中学校において、医療的ケアを含めて障害のある児童・生徒の受入れや、児童生徒に対する障害理解を広げていくことが求められています。

◆ 相談体制における福祉と教育の連携

スクールソーシャルワーカーや教育支援コーディネーターを通じて児童・生徒や保護者の相談に応じるとともに、内容に応じて福祉分野の関係機関とも連携しながら支援していくことが必要です。

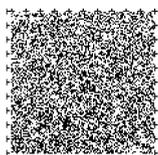
(4) 放課後等の活動の支援

◆ 放課後等デイサービスの充実

障害のある児童の活動場所として、様々な障害種別やニーズに対応できる放課後等デイサービス事業所は今後も充実が必要です。事業所の増加の一方、受入れ可能な事業所が限られる肢体不自由児や重症心身障害児の行き先を確保することも課題です。市が設置する総合福祉センター放課後等デイサービス「ぴっころ」は、総合福祉センターの移転に伴い、送迎の実施を含む移転後の事業体制を検討する必要があります。

◆ 多様な活動機会の確保

放課後等デイサービスに限らず、学童クラブなどで健常児と共に活動する機会や、スポーツ・運動やレクリエーション活動など、多様な活動を経験できる場や機会の充実が必要ですが、ボランティアを含めその担い手を継続的に確保していくことが課題です。障害児を主な対象とした活動の場だけでなく、民間の習い事・教室での受入れ機会を広げていくことが必要です。



(5) 働くこと・日中活動の支援

◆ 働く機会、相談の充実

障害者がより一層働ける社会を目指して、就労支援の充実が必要です。障害者雇用や就労を支援するサービスが拡大する一方で、就労支援機関同士の連携や、就労に向かう前の生活面や社会面のスキルの課題からの支援、離職後の再就職支援、就労中や通勤においても介助を要する重度障害者の就労支援など、より幅広い就労へ向けたニーズに対応できる体制の整備が課題です。

◆ 障害特性に応じた日中活動場所の整備

地域で暮らす障害者の増加や今後の特別支援学校卒業生等の受入れを見据え、継続的に整備を進めて行くことが必要です。また、それぞれの障害特性や、高齢になった障害者などの多様な活動ニーズに応えられる体制が求められています。特に手厚い支援体制が必要な重度知的障害者や医療的ケアを含む重症心身障害者については、既存施設での受入れが限界に達しつつあり、新たな施設の整備が課題です。

◆ 工賃向上への取組

作業所等経営ネットワークの取組などにより受注機会は拡大していますが、コロナ禍での受注作業の落ち込みもあり、今後も就労継続支援B型事業所などの障害者就労施設等で働く障害者の更なる工賃向上への取組が必要です。

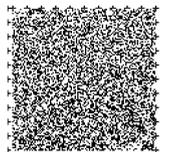
(6) 余暇・学習活動の支援

◆ 多様な余暇活動の場・機会の確保

就労や施設での日中活動以外での、地域生活をより豊かにするため、障害特性に応じた様々な余暇活動、学習等を経験し、楽しめる場、機会の充実が必要です。活動を広げるにあたり、ボランティアを含め担い手を継続的に確保することも課題です。

◆ スポーツ・運動機会の充実

東京2020大会のレガシーとして、障害の有無に関わらず、誰もが生涯を通してスポーツ・運動に親しみ、楽しめる機会を創出するなど、スポーツを通じた共生社会の充実に図ることが重要です。そのためには、障害者が参加しやすいイベントや事業の開催、日常的に身体を動かすことができる場の確保などに取り組み、障害者の生活の充実や健康づくりを進めていくことが必要です。



◆ 文化芸術活動の充実

障害児・者が絵画、音楽などの文化芸術活動に参加したり、楽しんだりする場、機会の充実が必要です。障害児・者本人の新たな能力の発揮による生活の充実に加え、活動を通じた地域との交流や障害理解の推進も期待されます。

(7) 住まいの確保の支援

◆ 障害者グループホームの拡充

グループホームの事業所数は増加していますが、なお地域におけるニーズは高く、量的拡大だけでなく、重度障害者、高齢障害者、高次脳機能障害者、パートナーとの生活を希望する方など、多様な障害種別や希望する生活スタイルに対応できるグループホームなど、今後も継続的に拡充が必要です。

◆ 一般住宅への入居支援

グループホームだけでなく、障害者の住まいの選択の自由を確保するために、一般住宅における障害者の住まいの確保のための取組も必要です。不動産業者や家主などへの支援、地域住民を含めた障害理解の促進に加え、地域の一般住宅で生活する障害者へのサポート体制の充実と支援機関との連携を進め、借り手も貸し手も安心できる体制づくりが課題です。

(8) 高齢期の支援

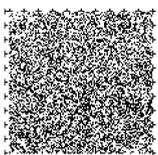
◆ 高齢障害者に対応したサービス基盤の整備

高齢になっても住み慣れた地域で生活し続けたいという希望に応えるため、高齢障害者の特性やニーズに応じた通所施設などの日中の活動の場、グループホームなどの生活の場などを引き続き整備していくことが必要です。

◆ 高齢者福祉・介護保険との連携推進

高齢障害者の支援にあたっては、高齢者福祉や介護保険サービスとの連携が不可欠です。障害者が高齢になっても安心してサービスを受けられるよう、双方の理解や連携を深め、一体として支援を提供していきける体制が必要です。

あわせて、家族や介護者の高齢化への対応も含め、家族・世帯単位で支援していけるよう、分野を超えた相談支援体制の充実が必要です。



3 安心して住み続けられる地域の環境づくり

(1) 障害理解と交流

◆ 障害者差別解消のための普及啓発

障害者差別解消法の施行以降、差別の解消や合理的配慮の普及はまだ十分とは言えません。市民全体への普及啓発の継続や、障害者差別に関する相談窓口の充実などを通じて、合理的配慮の広がりと共に共生社会の充実へ継続的に取り組んでいくことが必要です。

◆ 地域全体への障害理解の推進と交流

誰もが暮らしやすい共生社会の充実のためには、市民の間に様々な障害への理解や、相互に助け合える意識が広がることが不可欠です。障害理解推進のための普及啓発にあたっては、当事者が参加し、自ら交流していくことを通じて、普段障害のある人と接する機会のない市民に対しても積極的に発信していくことが必要です。

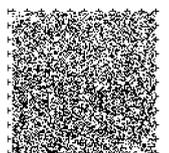
(2) バリアフリーのまちづくり

◆ ハード面・設備のバリアフリーの推進

障害の有無に関わらず誰もが利用しやすい施設、道路、交通機関など、事業者とも協力しながら更なるバリアフリー化を進めていくことが課題です。また、バリアフリーに関する情報をわかりやすく発信していくことも必要です。

◆ ソフト面・心のバリアフリーの推進

ハード面の整備には規模や費用面により一定の限界もある一方で、合理的配慮の浸透などにより社会的障壁を取り除き、障害者も利用しやすい店舗や施設を広げていくこともバリアフリーのまちづくりには重要です。誰もが安心して暮らしやすいまちづくりへの意識を市民全体に広げていくことが必要です。



(3) 情報提供

◆ 障害特性に応じた情報提供の充実

障害の有無に関わらず必要な情報に誰もがアクセスできるよう、音声、文字情報、手話、色合い、ルビや内容の平易化によるわかりやすさなど、情報バリアフリーを推進し、多様な形態での情報提供体制を確保していく必要があります。

◆ デジタル化への対応

スマートフォンやパソコン等の情報端末は多くの障害者にとっても有効な情報入手の手段となっており、より容易に、確実に必要な情報にアクセスできるよう、障害特性も踏まえつつ、ホームページ、SNS、アプリその他オンラインの活用による情報発信のデジタル化を推進し、利用者にとっての利便性を高めていくことが必要です。

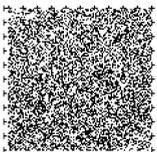
(4) 地域ネットワークづくり

◆ 障害児・者と家族と地域のつながりの促進

住民相互のネットワークづくりによる地域における「支え合い」や見守りの更なる推進とともに、障害児・者や家族が地域の一員としてそこに参加できるような環境づくりが必要です。

◆ 活動拠点の充実

市民活動センター、地域福祉センター、ふれあいの家等の公共施設を始め、様々な地域活動の拠点の整備、維持管理を行い、住民主体の活動を支え、広げていくことが必要です。



(5) 災害時の支援

◆ 避難支援体制の整備

自治会などの地域団体や障害児・者施設のネットワークなどと連携し、災害発生時に障害児・者や家族が安心して避難できる体制の整備が必要です。避難場所や支援に関する情報について、必要な人に確実に届けられる体制づくりも課題です。

◆ 障害児・者施設における防災対策

障害児・者の日常生活に密接に関わる障害児・者施設における防災対策の強化とともに、風水害、地震等の大規模災害や感染症発生に対応したBCP（事業継続計画）の策定等を進め、継続的に利用者に必要なサービスを提供できる体制を構築することが重要です。

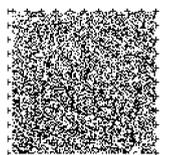
(6) 当事者の参画

◆ 市政への参画・協働の推進

障害のある当事者、家族が、市が設置する委員会等への参加、パブリック・コメントなど様々な機会を通じて市政に参画できる体制の充実が必要です。そのうえで、参加する当事者に対してわかりやすく、かつ、当事者の意見、ニーズをしっかりと反映させながら進めることが重要です。

◆ 当事者・家族会活動への支援・連携

障害のある当事者や家族が、事業者からサービスの提供を受けるだけでなく、自らが主体となったサロンや団体活動を通して当事者や家族同士のネットワークを深めたり、生活の楽しみを広げたりする活動を支援していくことが必要です。



第4章 次年度の検討へ向けて

これまでに整理してきた課題とともに、国においても障害者福祉施策等の見直しが進められています。

令和5年度末の次期計画策定へ向けて、令和6年4月に施行予定の障害者総合支援法等の一部改正の内容も考慮しつつ、調布市としてどのような取組を進めていくべきか、次年度においても引き続き検討を進めていきます。

刊行物番号

2022-256

次期「調布市障害者総合計画」策定へ向けて － 中間報告書（概要版） －

令和5年3月

パラハートちょうふ
つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち

編集 調布市 福祉健康部 障害福祉課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

（電話）042-481-7135・7089・7094

（ファクス）042-481-4288

（メール）syougai@city.chofu.lg.jp

（ホームページ）<http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

